

商店街活性化事業の促進に関する基本方針（案）

この基本方針は、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項の規定に基づき、商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項、商店街活性化事業に関する事項並びに商店街活性化支援事業に関する事項等を定めるものである。

第一 商店街活性化事業の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

1 商店街活性化事業の促進の意義

商店街は、元来、中小小売商業者及び中小サービス業者が多数集積しており、様々な商品やサービスをワンストップで販売・提供する「商いの場」である一方、地域の人々が数多く集まることから、お祭りやイベントなどに利用され、地域の人々が交流する「公共の場」としての役割も果たしている。こうした「商いの場」、「公共の場」を併せ持つ特徴により、商店街は、地域の中小小売商業や中小サービス業を振興するという経済的機能を有するだけでなく、消費者・地域住民の生活利便を向上させ、地域の人々の交流を促進する社会的機能をも有する存在である。

近年、我が国の地域社会では、人口減少が現実となり、少子高齢化が進展するなど社会構造の劇的な変化を背景に、本来のコミュニティ機能が低下しつつある。一方、生活の質の向上や心の豊かさ等への人々の関心が高まる中、商店街の主な顧客である地域住民からは、高齢者や子育て世代への支援、防犯・防災対策、地域文化の保存・継承、歴史的な街並みの保全、環境・リサイクル活動等の地域コミュニティ機能を商店街が担うことへの期待が高まりつつある。

一部の意欲ある商店街においては、こうした地域住民からの期待を適確にとらえ、地方公共団体や、地域の関係機関である商工団体、特定非営利活動法人（以下「NPO 法人」という。）等との連携も図りつつ、「地域コミュニティの担い手」として地域に役立つ取組を行った結果、商店街への来訪者が増加するなど商店街の活性化に成果を上げている。他方、商店街によっては、意欲を持ちながらも、地域住民の期待に応える取組を十分に行うことができていない場合もある。様々な商店街の状況に応じて、地域住民の期待に積極的に対応した商店街活性化事業を国が促進し、全国の商店

街に広く普及させることは、地域づくりに貢献することに加え、商店街の集客力を向上させ、商店街やそれを構成する中小小売商業者や中小サービス業者の振興にもつながり、ひいては、我が国経済の活力の維持・強化及び国民生活の向上に資するものである。

2 商店街活性化事業の促進に当たっての基本的な方向

全国の商店街は、地域における社会的・経済的機能を担うことが期待されているにもかかわらず、商店街振興組合等（法第二条第二項に規定する商店街振興組合等をいう。以下同じ。）の経営資源が乏しいため、商店街活性化事業を計画し実施するために必要な資金、ノウハウ、人材等が不足している場合がある。このような商店街では地域住民の期待に十分に応えた商店街活性化事業の実施が難しい状況にある。

商店街がまず自己の資金、ノウハウ、人材等により商店街活性化事業を行うことが期待されるが、商店街が厳しい状況にあることを踏まえ、商店街振興組合等が商店街活性化事業を円滑に行い地域住民のニーズに応えられるよう、国は、商店街活性化事業の実施に対して資金面での支援を行うとともに、商店街活性化支援事業への支援等を通じて、商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウの収集・提供、こうした専門的な知識やノウハウを有する人材の育成等を促進することにより、商店街活性化事業の促進を図る。

また、地方公共団体によるまちづくり施策や地域振興施策との調和を図り、より効果的な商店街活性化事業への支援を行うため、国は、地方公共団体と協調して商店街活性化事業の促進を図る。

3 商店街活性化支援事業の促進の意義及び基本的な方向

多くの商店街振興組合等においては、商店街の活性化を図るため様々な取組が行われてきたところであるが、これらの取組が十分な効果を上げているのは一部の商店街に限られている。

商店街の活性化を図るために、商店街振興組合等が商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウを習得することが重要である。このため、国は、こうした専門的な知識等を有する主体が商店街振興組合等に対して行う商店街活性化支援事業の促進を図る。

第二 商店街活性化事業に関する事項

1 商店街活性化事業の内容に関する事項

(1) 基本的な考え方

商店街活性化事業は、地域住民の需要に応じて行う商品の販売やサービスの提供、イベントの実施等の地域に役立つ事業であって、その事業を通じて商店街への来訪者を増加させ、中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものである。

(2) 商店街活性化事業計画の作成主体

商店街活性化事業が中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものであることを踏まえると、商店街活性化事業計画を作成する商店街振興組合等の組合員又は所属員が主として中小小売商業者又は中小サービス業者であることが必要である。また、こうした事業者が所属員又は組合員の三分の二以上を占めることが望ましい。

商店街活性化事業は、商店街振興組合等がその組合員や商工団体、NPO法人等の外部機関の協力を得て実施する場合が多いことから、これらの者の役割分担を明確にするなど当該事業を円滑かつ確実に実施するために必要な体制が構築されていることが求められる。

さらに、事業がより効果的に行われるよう、計画目標の達成状況と課題を検証し、必要に応じ改善を図ることができることが求められる。

(3) 商店街活性化事業の内容

商店街活性化事業の内容は、商店街振興組合等が中心となって地域住民のニーズに応える取組であり、収益のみにこだわらず、「地域コミュニティの担い手」としての商店街に期待される役割を発揮することにより、商店街への来訪者を増加させ、中小小売商業者又は中小サービス業者の事業機会の増大を図るものである。

例えば、高齢者・子育て支援施設の設置・運営、宅配・買い物支援サービスの実施、防犯施設の設置や防犯パトロールの実施、アーケード・広場・街路整備などの地域住民の利便に寄与する取組、また、地域資源を活かしたイベント、販売施設、ブランド開発など地域の魅力を発信する取組は、これらが地域住民のニーズを踏まえており、かつ、商店街の活性化が見込まれるものであれば、商店街活性化事業となり得る。

また、国としてこれらの事業を認定し、政策資源を投入して支援することから、全国的見地から商店街の活性化に有意義な事業であることが

求められる。

以上のことを踏まえ、商店街活性化事業は具体的には次の点を満たす必要がある。

①地域住民の需要に応じて行う事業であること

商店街を活性化させるためには、商店街の主な顧客である周辺地域の住民のニーズを適確にとらえ、これに対応した取組を行うことが必要である。このため、商店街活性化事業は、地域住民を対象にしたアンケート調査や市場調査、地域住民等からの要望書、地方公共団体や地域の商工団体等による報告書等により把握した地域住民の商店街に対するニーズを十分に踏まえた事業であることが求められる。

②商店街活性化の効果が見込まれること

地域住民のニーズを踏まえた事業であるとしても、本事業が商店街の活性化を目指すものであることを踏まえると、商店街活性化の効果が具体的な指標により定量的に見込まれることが必要である。具体的な指標としては、当該事業を実施しない場合との比較において、商店街への来訪者の増加（減少幅の縮小）のほか、商店街における営業店舗数の増加や空き店舗数の減少、商店街の構成員の総売上高の増加、地域住民が商店街において買い物をする頻度の向上などが挙げられる。また、こうした定量的な効果は、その達成時期を明確にすることが必要であるとともに、進捗状況を検証することが求められる。

③他の商店街にとって参考となり得る事業であること

法第四条第一項の規定に基づく経済産業大臣の認定を受けた商店街活性化事業計画に対しては、国がその政策資源を積極的に投入して支援を行うことから、当該事業は②に示すとおり当該商店街の活性化につながることに加え、事業内容やそれによる活性化の成果が、全国の他の商店街が活性化に取り組む際に参考となり得ることが必要である。このため、当該商店街活性化事業の事業内容に新規性があることや、消費者・地域住民やNPO 法人と協働するといった事業の実施体制や実施方法に創意工夫が認められることなど、他の商店街が商店街活性化事業に取り組むに当たって参考となり得る事業であることが求められる。

なお、商店街及びその近隣に立地する大規模店舗・チェーン店等が商店街や地域の活性化に協力することの重要性にかんがみ、商店街振興組合等は、商店街活性化事業の実施にあたり、大規模店舗等に協力を働き

かけるとともに、大規模店舗等のノウハウを商機能の強化に生かすなど、新たな関係を築くことが望ましい。

(4) 商店街活性化事業の計画期間

計画の実施期間については、三年程度を目安とする。また、商店街活性化事業の工程を適切に管理するため、事業を開始する時期、事業の実施項目ごとの着手時期、目標を達成する時期等について、可能な限り明確にすることとする。

(5) 地方公共団体との連携

地方公共団体では独自に商店街に対する支援措置を講じている場合があることから、商店街振興組合等は、国の支援措置だけでなくこれらの措置も積極的に活用することで、より効果的に商店街活性化事業を実施することができる。

また、地方公共団体においては、それぞれ独自のまちづくり施策や地域振興施策が講じられていることから、商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画はこうした地域振興施策等と調和が図られていることが必要である。例えば、商店街活性化事業計画に基づき実施する事業が中心市街地活性化法の認定を受けた基本計画の区域内で行われる場合には、同基本計画に基づき実施される事業と適切に連携を図ることにより相乗効果が期待でき、両計画の目標達成に有効であることが望ましい。

これらの観点を踏まえ、商店街活性化事業計画の作成に当たって、商店街振興組合等は、都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の支援・連携を得て行うことが求められる。

2 商店街活性化事業の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 基本的な考え方

国は、地域の実情に関する知見を有する地方公共団体や地域の商工団体等との密接な連携を図りつつ、商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウの収集及び提供、商店街活性化事業に取り組む人材の育成などを通じて、全国的見地から商店街活性化事業の形成・実施を強力に支援していくこととする。

(2) 商店街活性化事業への支援の促進

国は、関係省庁による相互協調の下、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、全国商店街振興組合連合会、日本商工会議所、全

国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の関係機関と緊密に連携し、商店街活性化事業を積極的に支援し、その取組を全国に普及させていくこととする。具体的には、商店街の活性化を図る上で人材が重要であることにかんがみ、商店街活性化事業に係る専門的な知識やノウハウを有し、かつ、当該事業に意欲的に取り組もうとする人材の育成・確保に努めることとする。また、商店街が一体となり継続的かつ適確に商店街活性化事業を実施するためには組合として取り組むことが重要であることから、国は、関係機関の協力を得ながら商店街の組合設立を促すこととする。

さらに、国は、商店街の活性化に関する専門的な知識やノウハウの蓄積を行い、これを積極的に情報発信することとする。認定商店街活性化事業やその他の商店街活性化の先進事例について情報収集し、全国の商店街への情報提供に努めるほか、関係省庁がまちづくりや少子化・高齢化対策、食品流通といった分野において、商店街活性化事業に対して提供可能な様々な支援措置を講じていることから、その情報を集約し、ワンストップでわかりやすく情報提供するよう努めることとする。

(3) 商店街活性化事業計画の評価体制の整備

国は商店街活性化事業計画の認定を公正かつ適正に行うため、有識者、専門家及び消費者等で構成される評価委員会を設置し、その評価を踏まえ、また、地域の実情や我が国の経済情勢等も考慮した上で、認定の適否を判断することとする。

評価委員会においては、地域の住民のニーズに対応したものであるか、商店街活性化の効果が見込まれるものであるか、他の商店街にとって参考となり得るものであるか、商店街活性化事業を円滑かつ確実に遂行するための適切な体制になっているか等について評価を行う。

(4) 地方公共団体との協調

地方公共団体では商店街に対して様々な支援措置を講じていることから、国の支援措置と組み合わせることにより、商店街振興組合等が実施する商店街活性化事業に対してより効果的な支援を行うことができる。また、地方公共団体においては、それぞれ独自の地域振興施策やまちづくり施策が講じられていることから、商店街活性化事業計画はこうした地域振興施策と調和が図られていることが必要である。

このため、国は、商店街活性化事業計画の認定に当たって都道府県及び市町村の意見を聴取しその意見に十分配慮するほか、支援措置に関す

る情報提供を適切に行うなど、地方公共団体と協調して商店街活性化事業の実施を支援することとする。

第三 商店街活性化支援事業に関する事項

1 商店街活性化支援事業の内容に関する事項

(1) 基本的な考え方

商店街活性化事業を効果的に実施するためには、商店街振興組合等は当該事業に係る専門的な知識やノウハウを有していることが必要となるものの、商店街振興組合等がこうした専門的な知識等を独自に得ることは容易ではない。このため、商店街活性化支援事業は、商店街振興組合等に対して行う商店街活性化事業計画の作成に必要な情報の提供及びこれと併せて行う商店街振興組合等の組合員又は所属員に対する研修、商店街活性化事業の実施についての指導・助言その他の商店街活性化事業の円滑な実施を支援するものである。

(2) 商店街活性化支援事業計画の作成主体

一般社団法人、一般財団法人及び特定非営利活動法人（これらの者のうち、その議決権の二分の一以上を中小企業者が有していることなどの要件を満たすものに限る。）は、商店街活性化支援事業の実施主体として、本基本方針に基づいて商店街活性化支援事業に関する計画を作成し、当該計画が適当である旨の経済産業大臣の認定を受けることができる。

(3) 商店街活性化支援事業の内容

商店街活性化支援事業は、法第二条第三項の趣旨を踏まえ、商店街活性化事業の円滑な実施を支援する事業とする。

商店街活性化支援事業の具体的な内容としては、商店街振興組合等並びにその組合員又は所属員に対して行う商店街活性化事業に関する計画の作成に必要な情報提供、商店街の活性化に関するセミナーや研修等による人材育成、認定商店街活性化事業計画に基づく商店街活性化事業の円滑な実施のために必要な指導・助言、研修に必要な施設の整備等がある。

商店街活性化支援事業を行うに当たっては、計画期間内に、支援対象である商店街振興組合等において商店街活性化事業計画の作成を実現させること、支援対象である商店街振興組合等が認定商店街活性化事業計画の目標を計画期間より早期に実現させること又は目標を上回る成果を実現させることが求められる。

(4) 商店街活性化支援事業の計画期間

計画の実施期間については、三年程度を目安とする。事業を開始する時期、事業の実施項目ごとに着手する時期、目標を達成する時期等について、可能な限り明確にすることとする。

2 商店街活性化支援事業の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 基本的な考え方

国は、全国の多くの商店街において商店街活性化事業の取組を促進するため、当該事業に係る専門的な知識やノウハウを商店街振興組合等に提供する商店街活性化支援事業の形成・実施の支援に努めるものとする。

(2) 商店街活性化支援事業への支援の促進

国は、関係省庁による相互協調の下、認定商店街活性化支援事業者が、地方公共団体、独立行政法人中小企業基盤整備機構、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会等の関係機関とのネットワークの構築や強化を図るなど、商店街活性化支援事業を支援するよう努めるものとする。

(3) 商店街活性化支援事業計画の評価体制の整備

国は商店街活性化支援事業計画の認定を公正かつ適正に行うため、有識者、専門家等で構成される評価委員会を設置し、その評価を踏まえて認定の適否を判断するものとする。

評価委員会においては、商店街活性化支援事業を実施することで、商店街活性化事業計画の作成につながるものであるか、商店街活性化事業により効果をもたらすものであるか、商店街活性化事業を円滑かつ確実に遂行するための適切な体制になっているか等について評価を行う。

(附則)

この告示は、平成二十一年 月 日から施行する。